

# 市立保育園の増改築7園

## 一 生明園の改築やミニコロニーの建設

### 社会福祉

#### 児童福祉

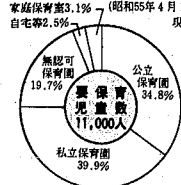
基準へ心身ともに健全に生まれ育てられるよう環境を整え、保育が必要とする乳幼児の保育は、〇〇とする。

▽一次生活圏に一カ所以上の



認可保育園の定員増を行います(八千代保育園の入園式で)

要保育児童の保育状況



保育園を確保する。

▽児童相互のふれあいのなかで、よりよい発達を期待できる障害児は、健全児と一緒に保育を行う。

▽保育園の増改築による認可保育園の定員増、千六百三十人、五十五年度五百一人増、五十六年度七百七十八人増。

市立保育園：増改築七園、五十五年度五園実施、五十六年度二園実施。

私立保育園：新設十園のうち無認可保育園の認可保育園への移行十一園、五十五年度五園実施、五十六年度三園実施。

▽増改築五園

▽保育時間の延長：午後六時まで延長(五十六年度実施)

▽障害児保育を行う私立保育園の経費助成制度の拡充

▽学童保育施設(ひまわりクラブ)の設置：九カ所、五十九年度二カ所実施、五十六年度一カ所実施

▽保育園のない小学校区は七(木山・西野・有明台・社丹山・割野・内川・大島代)の四十九の保育園で、十四人の障害児が保育を受けている。

努力と教育、医療、所得、用など生活の質にわたる体系的保護を。

▽幼児期には、家庭から通園を含めて、相違指導、判定などを進め、成長期には、機能回復訓練、職業訓練等を行う。

▽日常生活の支障を補うため、家庭福祉委員の派遣等各種のサービスを提供する。

▽治療およびリハビリテーションの機を確保する。

▽心身障害者(児)の福祉増進のため、身体障害者手帳、療育手帳の交付制度があり、五(ガイドヘルパー)の派遣、住宅整備資金貸付制度、家庭福祉員二十一人(五十五年度未実施)

▽精神障害者通所更生施設の建設：定員三十人

▽身体障害者家庭福祉員の増員：二十七人、心身障害者職業センター

▽更生生活圏制度：補給員、日

▽生活圏制度：補給員、日

▽心身障害者福祉センターの設置：日本歯科大学歯学部内(五十五年度実施)

## 地区保健センターを整備

### 消防出張所は四カ所

健康

安全

保健

現況

▽乳幼児検診は、ゼロ歳一歳、二歳、三歳で実施(五、五、五)検診は四十歳以上、子宮頸がん検診は三十歳以上の市民

▽対象に年一回実施(五、五、五)検診は四十歳以上の市民

▽対象に年一回実施(五、五、五)検診は四十歳以上の市民

▽対象に年一回実施(五、五、五)検診は四十歳以上の市民

公

害

現況

▽緊急医療情報システム

▽昭和五十四年度から二十七年の病院、診療所等七カ所の増設

▽休日急患診療センター

▽救急医療情報システム

▽救急医療情報システム

▽救急医療情報システム

交通

安全

現況

▽全種測定機器の整備拡充

▽生活道路通学路等の整備

▽生活道路通学路等の整備

▽生活道路通学路等の整備

防

災・防

犯

現況

▽消防出張所の設置四カ所

▽海防前(五十五年度実施)

▽赤坂、宮野、消防出張所の改築(二カ所)

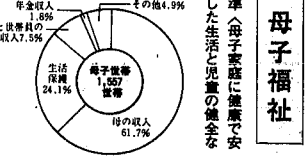
▽救急医療情報システム

▽救急医療情報システム

▽救急医療情報システム

## 藤見母子寮の改築 20世帯に拡充

### ～母子福祉～



母子福祉

育成の保証

▽母子家庭のかかえる諸問題に対するため、母子相談員を確保する。

▽母子家庭の医療費は、所定に依り公費負担とする。

▽保護者の病気の初期の不在により、日常生活に支障がある場合は、介護人の派遣と児童の一時保護とのサービスを提供する。

▽母子家庭やこれに準ずる家庭で、児童の福祉に欠けるものを確保するため、母子寮を確保する。

## 老人憩いの家の建設

### ～老人福祉～

老人福祉

現況

▽五十五年二月現在、なつきり老人数は七百六十八人

▽五十四年度未実施、特別養護老人ホーム入所待機者七十一人

▽健康老人に働く場を与えるため、高齢者事業団を建設(五十四年度)

区分	54年度末	55年度末
特別養護老人ホーム	4カ所定員300人	4カ所定員300人
特別養護老人ホーム	5カ所定員400人	5カ所定員400人
特別養護老人ホーム	2カ所定員100人	2カ所定員100人
特別養護老人ホーム	3カ所定員150人	3カ所定員150人
老人入居	28人	32人
老人入居	28人	29人
老人憩いの家	15園	17園

老人福祉

現況

▽健康老人の健康を保持、住みよ環境のなかで、生きがいのある生活が営める条件を、六十五歳から、無料健康診査を確保する。

▽なつきり老人の健康管理と、家族に対する家庭看護指導を行う訪問看護を確保する。

▽経済的、家庭的事情または心身の状態により、家庭で生活が困難な老人には、すべての施設(各種老人ホーム)を確保する。

▽老人家庭福祉員の増員：四人、五十五年度実施

▽特別養護老人ホームの建設促進：一カ所定員百人(五十六年度完成)

▽軽費老人ホーム(A型)の建設促進：一カ所定員五十人(五十五年度完成)

▽高齢者事業団事務所の建設促進：一カ所定員五十人(五十五年度完成)

▽老人憩いの家建設：七カ所(五十五年度一カ所定五十六年度一カ所定)

